

『年収の壁について知ろう』

あなたにベストな働き方とは？
～働き方とマネープラン～

令和6年10月22日

福岡労働局職業安定課

- 1 はじめに
- 2 「年収の壁」とは
- 3 「年収の壁」が変わる
- 4 「年収の壁」と働き方
- 5 これからの働き方を考える

1 はじめに

セミナーの目的（ゴール）の確認

「年収の壁」について基本的なことを理解する
ご自身の働き方について、改めて見直すきっかけとする

2 「年収の壁」とは

「年収の壁」と聞いて、どんなイメージを持っていますか？

2 「年収の壁」とは

「年収の壁」に対するイメージってどんなこと

- ✓ 配偶者の扶養から外れてしまう
- ✓ 手取りが減る
- ✓ 保険料や税金を払わないといけない
- ✓ 働く時間を短くしなければならない

2 「年収の壁」とは

なぜ、「年収の壁」が話題になっているのか

社会保障制度の見直し

少子高齢社会
働き方の変化 など

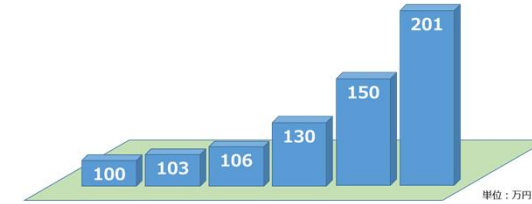
最低賃金の上昇

労働力の確保
物価高騰への対応 など

2 「年収の壁」とは

「年収の壁」に関する3つの視点

- ① 税金に関わる「壁」
- ② 社会保険に関わる「壁」
- ③ 家族手当の「壁」

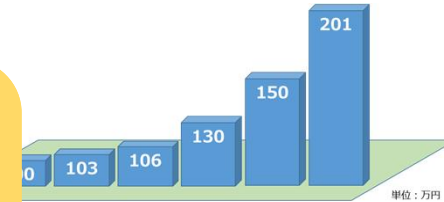


2 「年収の壁」とは

「年収の壁」に関する3つの視点

① 税金に関わる「壁」

所得に対して「税金」が
課税される



② 社会保険に関わる「壁」

③ 家族手当の「壁」

「収入」－「必要経費」＝「所得」

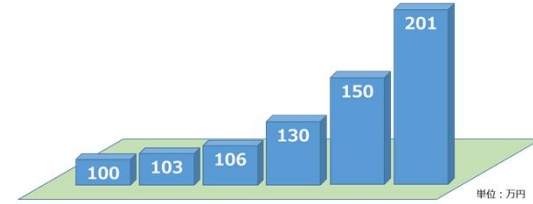
● 会社員やパート・アルバイト勤務の人

(収入) 勤務先から支払われる給与等の総支給額 - 必要経費 (= 給与所得控除額等) = 所得

● 自営業やフリーランスの人

(収入) 事業によって得た総収入金額 - 必要経費 (= 事業運営に掛かる経費等) = 所得

2 「年収の壁」とは

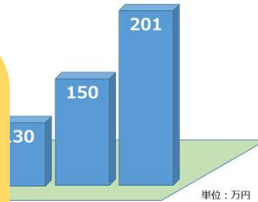


令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける 者	住所又は 事務所	氏名	生年月日	性別	職名	氏名	生年月日	性別	職名	氏名	生年月日	性別	職名
支払金額		給与所得控除等の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額							
内		千		円		千		円		千		円	
配偶者(特別)		控除対象扶養親族の数		16歳未満 扶養親族 の数		障害者の数		非居住者 である 者の数					
控除の額		(配偶者を除く。)				(本人を除く。)							

給与所得控除後の金額
(調整控除後)

支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
内	千	円	千
円	千	円	千
円	千	円	千



2 「年収の壁」とは

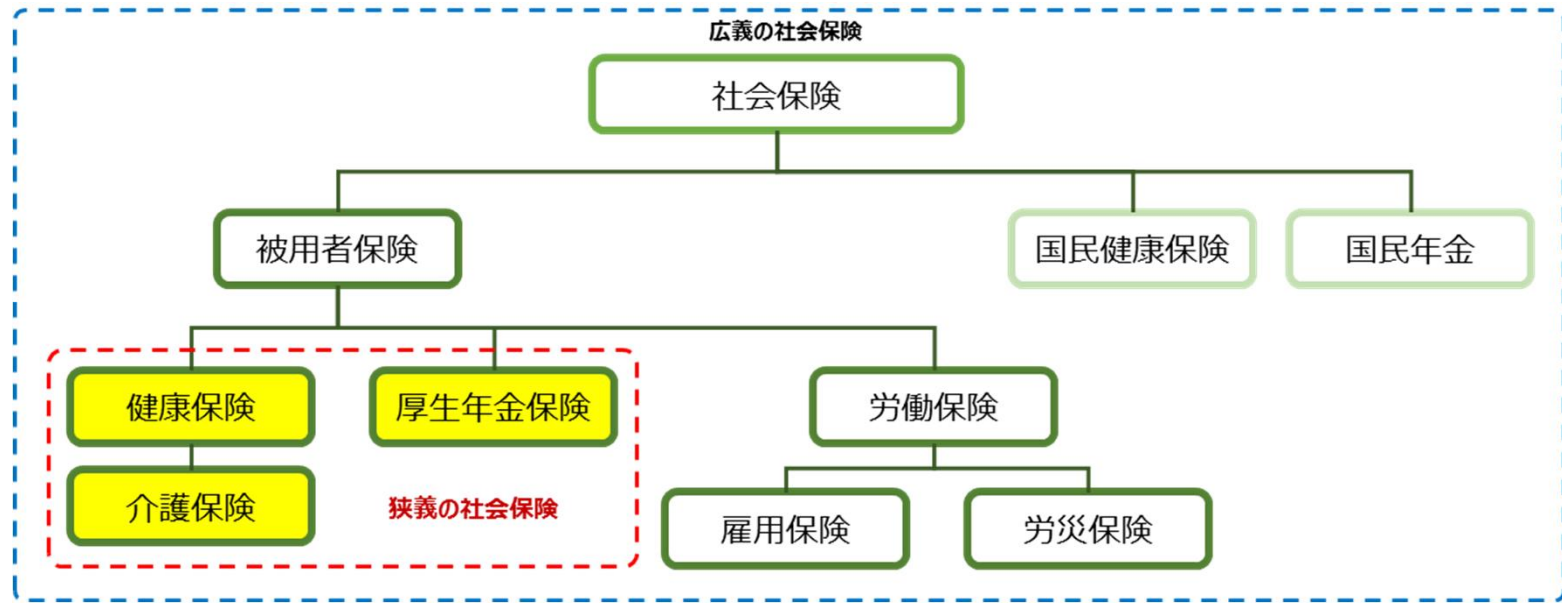
「年収の壁」に関する3つの視点

① 税金に関わる「壁」

② **社会保険に関わる「壁」**

③ 家族手当の「壁」

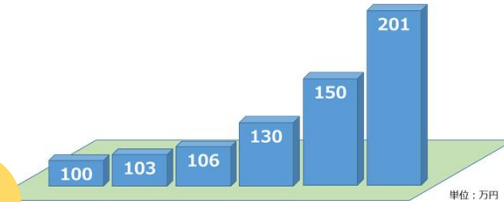
収入に対して
社会保険への加入
+
社会保険料の支払い



2 「年収の壁」とは

「年収の壁」に関する3つの視点

- ① 税金に関わる「壁」
- ② 社会保険に関わる「壁」
- ③ **家族手当の「壁」**



パート労働者の
配偶者の**収入**が
変動する

例えば・・・

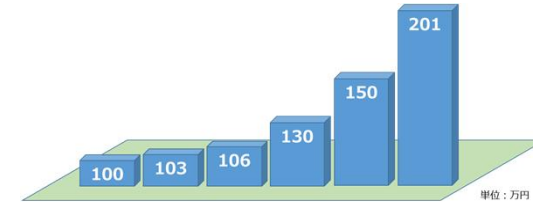
家族手当
扶養手当

扶養家族（配偶者や子ども）がいれば支給対象。
ただし、被扶養者に一定以上の収入があると支給対象外。

2 「年収の壁」とは

「年収の壁」が気になる理由

- ① 税金に関わる「壁」 ▶ 税金を納める必要がある
- ② 社会保険に関わる「壁」 ▶ 社会保険に加入し、保険料を支払う必要がある
- ③ 家族手当の「壁」 ▶ 配偶者や世帯の収入に影響がある

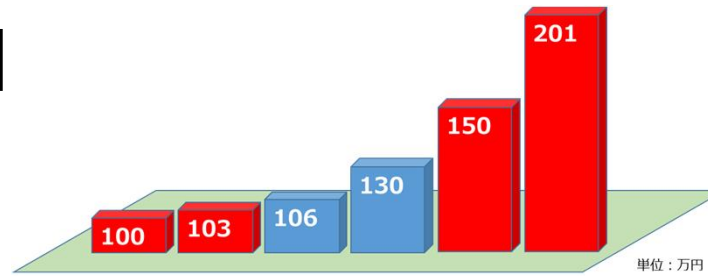


「年収の壁」を超えると
目の前の**収入に影響**してしまう

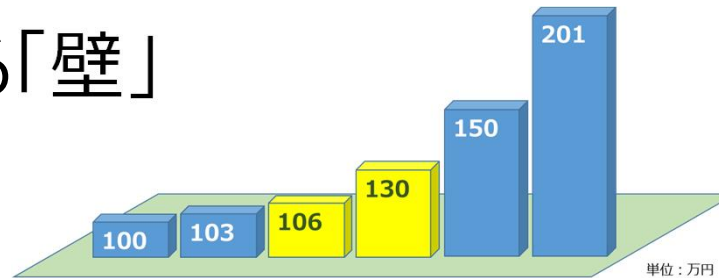
2 「年収の壁」とは

「年収の壁」に関する3つの視点

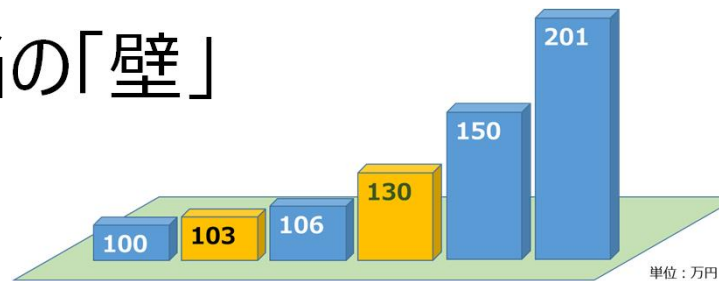
① 税金に関わる「壁」



② 社会保険に関わる「壁」



③ 家族に掛かる手当の「壁」



2 「年収の壁」とは

① 税金に関わる「壁」

100万の壁

住民税の支払いが発生する年収

(自治体によってはこの金額基準が少し異なる)

103万の壁

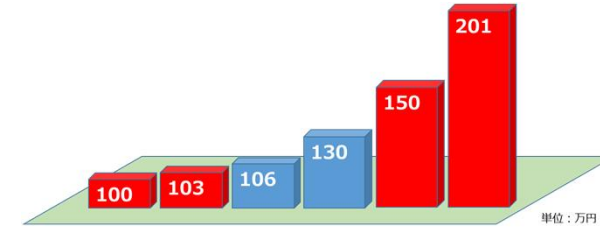
所得税の支払いが発生する年収

150万の壁

配偶者の税控除に関する年収

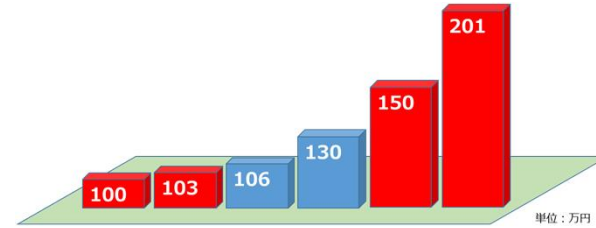
201万の壁

(配偶者控除、配偶者特別控除)



2 「年収の壁」とは

① 税金に関わる「壁」

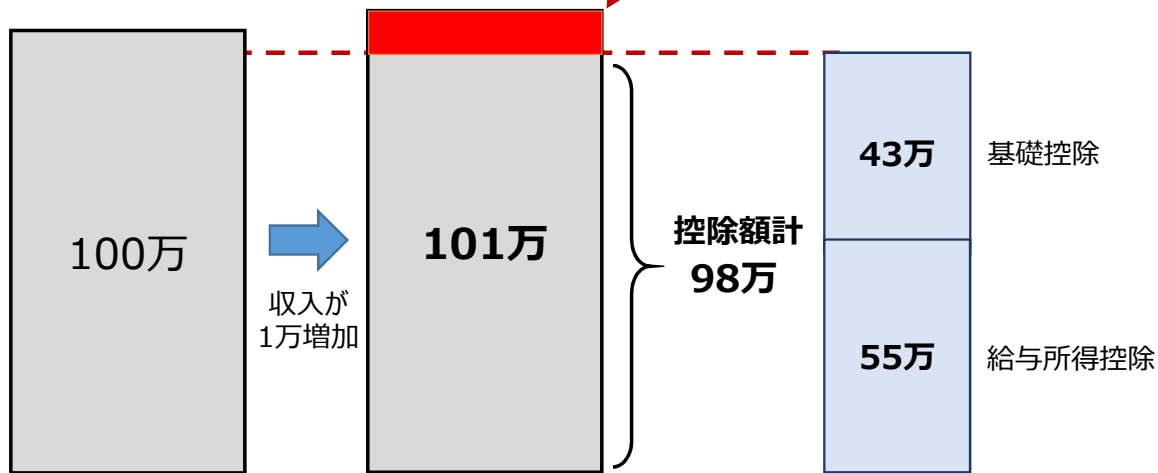


100万の壁

住民税の支払いが発生する年収

(自治体によってはこの金額基準が少し異なる)

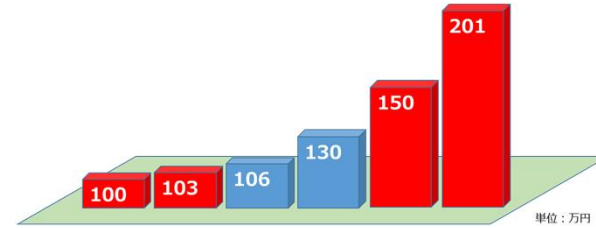
98万を超えた
3万円に課税



- ✓ 所得割と均等割
- ✓ 100万を超える額に対して課税

2 「年収の壁」とは

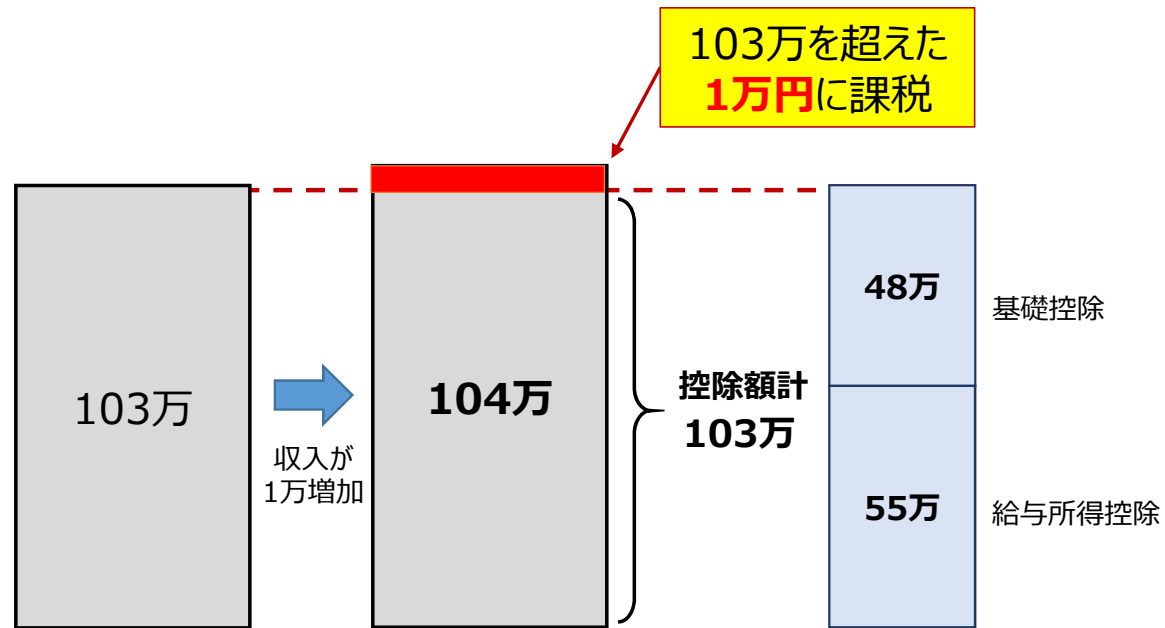
① 税金に関わる「壁」



103万の壁

所得税の支払いが発生する年収

✓ 103万を超える額に対して課税



2 「年収の壁」とは

① 税金に関わる「壁」

100万の壁

住民税の支払いが発生する年収
(自治体によってはこの金額基準が少し異なる)

103万の壁

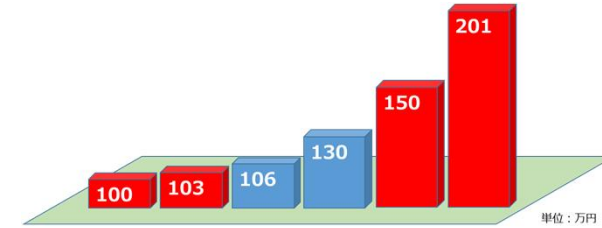
所得税の支払いが発生する年収



✓ 納税は必要も、手取りも増加

2 「年収の壁」とは

① 税金に関わる「壁」

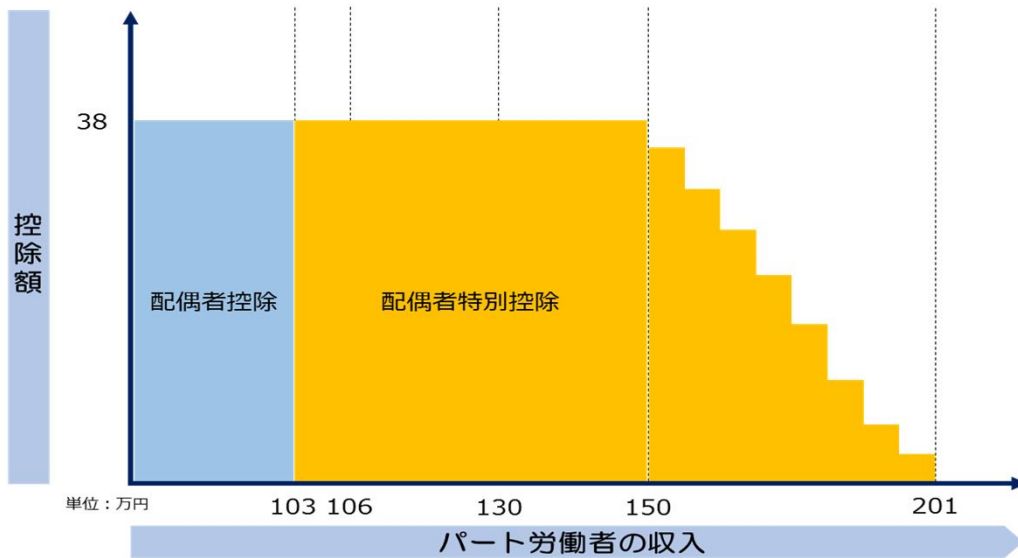


150万の壁

201万の壁

配偶者の税控除に関する年収
(配偶者控除、配偶者特別控除)

配偶者控除と配偶者特別控除の状況



- ✓ 「配偶者控除」「配偶者特別控除」の適用に影響
- ✓ 配偶者の税額が増加

2 「年収の壁」とは

① 税金に関わる「壁」

100万の壁

住民税の支払いが発生する年収

(自治体によってはこの金額基準が少し異なる)

103万の壁

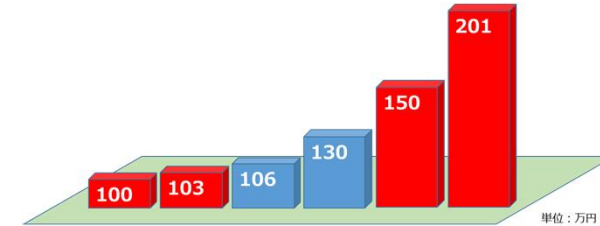
所得税の支払いが発生する年収

150万の壁

配偶者の税控除に関する年収

(配偶者控除、配偶者特別控除)

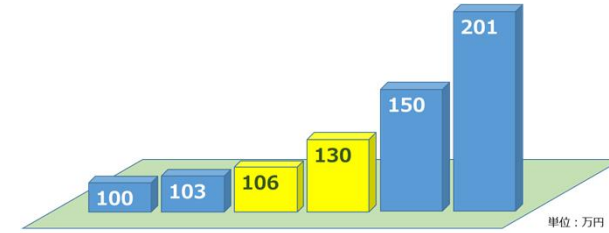
201万の壁



- ✓ 収入増
⇒ 納税の必要
- ✓ 配偶者の税控除適用に影響
⇒ 配偶者の税額が増加

2 「年収の壁」とは

② 社会保険に関わる「壁」



106万の壁

お勤め先の従業員規模により、社会保険の加入義務が発生する年収

※パート労働者の就労状況において「5つの要件」をすべて満たす場合、社会保険への加入義務が発生

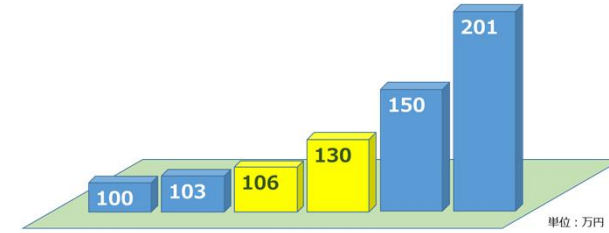
130万の壁

社会保険の加入義務が発生する年収

※国民健康保険、国民年金への加入の場合あり

2 「年収の壁」とは

② 社会保険に関わる「壁」



106万の壁

お勤め先の従業員規模により、社会保険への加入義務が発生する年収

※パート労働者の就労状況において「5つの要件」をすべて満たす場合、社会保険への加入義務が発生

130万の壁

社会保険の加入義務が発生する年収

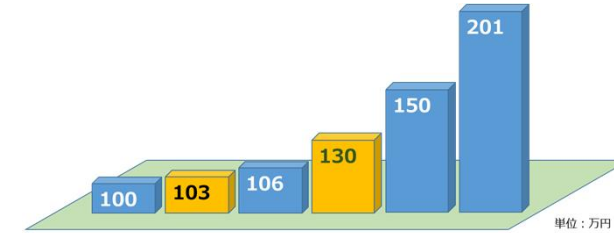
※国民健康保険、国民年金への加入の場合あり

年収106万円、130万円に壁における収入要件

	基本給 諸手当	家族手当 通勤手当 など	時間外手当 休日手当 など	賞与 など	不動産収入 事業収入 配当収入 など
106万円の壁	●	—	—	—	—
130万円の壁	●	●	●	●	●

2 「年収の壁」とは

③ 家族手当の「壁」



103万
or 130万
の壁

配偶者が会社から支給を受ける「家族手当」等の適用に影響する収入

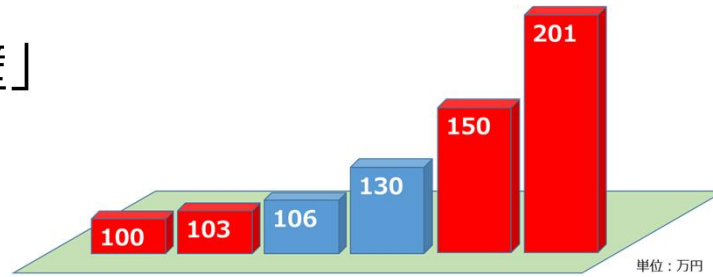
家族手当
扶養手当

扶養家族（配偶者や子ども）がいれば支給対象。
ただし、被扶養者に一定以上の収入があると支給対象外。

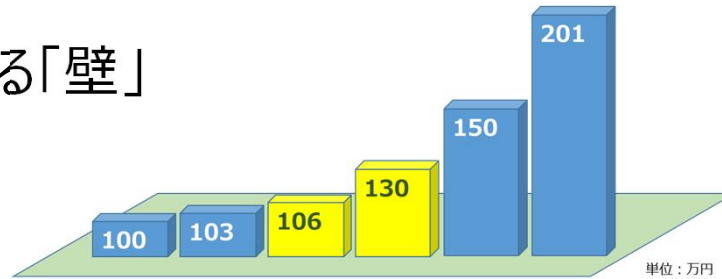
2 「年収の壁」とは

「年収の壁」に関する3つの視点

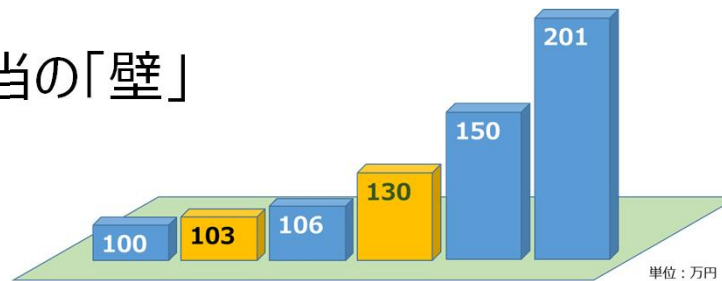
① 税金に関わる「壁」



② 社会保険に関わる「壁」



③ 家族に掛かる手当の「壁」



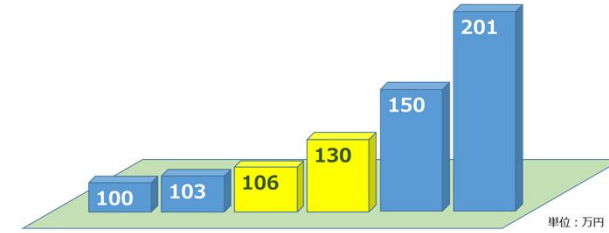
**「年収の壁」という基準を
多面的に捉える必要がある！**

2 「年収の壁」とは

「年収の壁」に関するまとめ

壁の種類		パートタイム労働者本人への影響	パートタイム労働者の配偶者 もしくは世帯における影響	
①税金の関わる壁	100万円の壁	住民税の発生		← 手取りに影響なし
	103万円の壁	所得税の発生	配偶者控除（38万円）が適用できなくなる →代わりに配偶者特別控除が適用になる	← 手取りの逆転はしない
	150万円の壁		配偶者特別控除が満額（38万円）適用できなくなり、以降、パートタイム労働者の収入によって徐々に減額	← 手取りの逆転はしない 配偶者の手取りに影響あり
	201万円の壁		配偶者特別控除の対象ではなくなる	← 手取りの逆転はしない 配偶者の手取りに影響あり
②社会保険に関わる壁	106万円の壁		お勤め先によって社会保険加入の対象 健康保険・厚生年金保険の保険料の 支払いが発生	← 手取りに影響あり
	130万円の壁	国民年金・国民健康保険の 保険料の支払いが発生	← 手取りに影響あり	
③配偶者手当に関わる壁	主に103万円or 130万円の壁		パートタイムで働く本人の収入により、配偶者 手当等の支給対象外となる	← 手取りに影響なし 配偶者の手取りに影響あり

3 「年収の壁」が変わる



社会保険の適用拡大：「年収の壁」の対象となる5つの条件

106万の壁

お勤め先の従業員規模によって、社会保険への加入義務が発生する年収

⇒ 企業規模「被保険者 51人以上の事業所」への社会保険適用拡大

社会保険の適用範囲

対象	令和4年9月末日まで	令和4年10月～	令和6年10月～ (現行)
事業所規模	被保険者の総数が 常時501人以上	被保険者の総数が 常時101人以上	被保険者の総数が 常時51人以上
短時間労働者の労働時間	1週の所定労働時間が 20時間以上		
短時間労働者の賃金	賃金の月額が 8.8万円以上		
短時間労働者の勤務期間	継続して1年以上使用される 見込み	継続して 2カ月 を超えて使用される見込み	
短時間労働者の条件	学生ではない (夜間の学生などは対象)		

3 「年収の壁」が変わる

社会保険の適用拡大：「年収の壁」の対象となる条件

従業員(被保険者)が**51人以上の会社**にお勤めで、**以下の条件全て**にチェックが入った方は、社会保険加入の対象になります。



週の勤務時間が**20時間以上**

※残業時間は原則、含みません。

給与が月額**88,000円以上**

※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。

2ヶ月を超えて働く予定がある

学生ではない

※休学中、定時制、通信制の方は、加入対象となります。

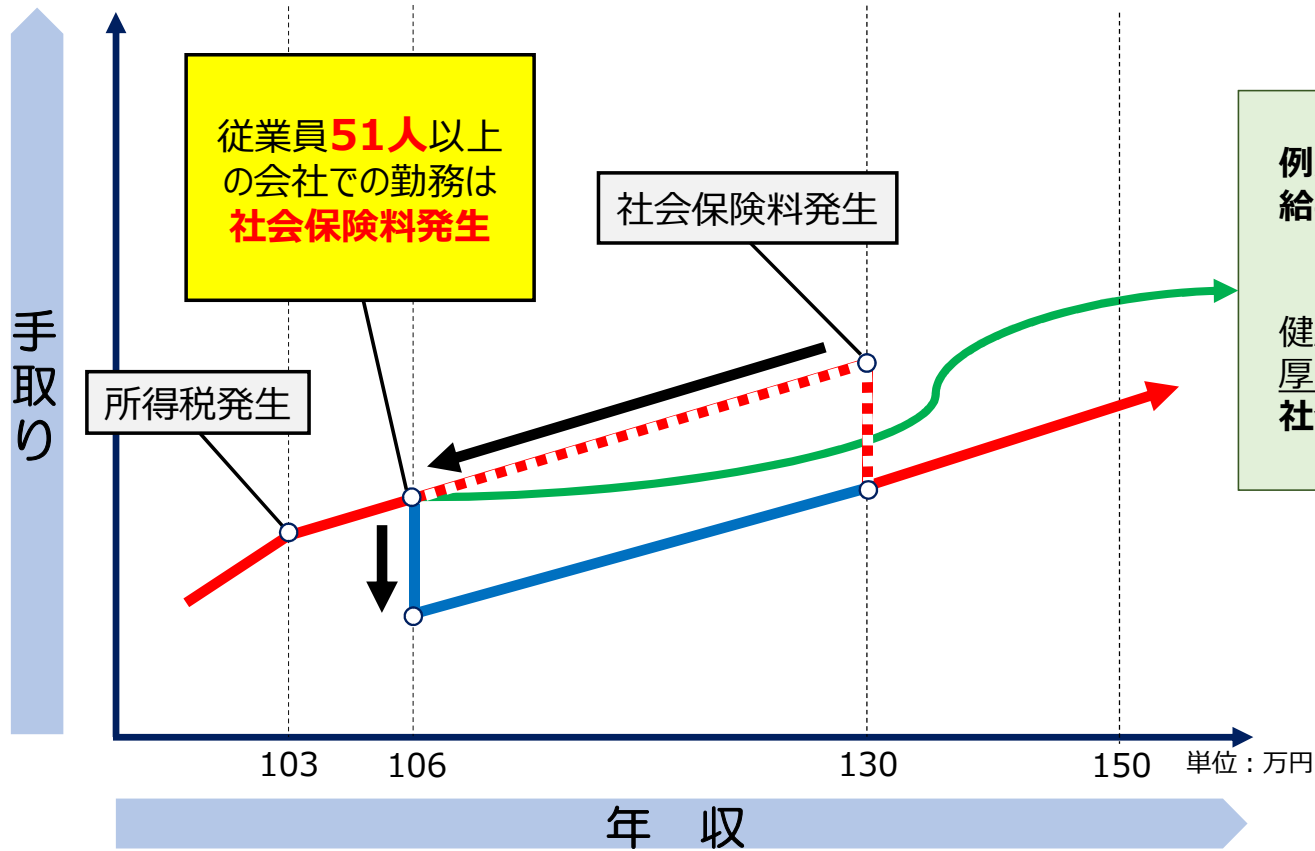


短時間労働者の
社会保険加入に
関する説明動画

※『年収の壁について知ろう』あなたに最適な働き方とは？ 厚生労働省作成より

3 「年収の壁」が変わる

社会保険の適用拡大と「年収の壁」の関係



例えば・・・
給与月額：88,000円を超えると・・・

★パート労総者負担分★

健康保険料	：約10,000円	(折半額：5,000円)
厚生年金保険料	：約16,000円	(折半額：8,000円)
社会保険料合計	：約26,000円	(折半額：13,000円)

年間で**約156,000円**の社会保険料が給与から差し引かれることになります。

3 「年収の壁」が変わる (参考資料) 社会保険適用となる場合の収入例

社会保険の適用拡大と「年収の壁」の関係

40歳 パート (配偶者の社会保険に加入)
社会保険被保険者**80名**の会社に**勤務中**
20時間以上、**2か月**以上、**学生ではない**

被保険者101人以上の事業所として適用

給与	1,200,000 円
健康保険	0 円
厚生年金	0 円
雇用保険	7,200 円
所得税	8,100 円
住民税	26,200 円
差引き手取り額	1,160,900 円

令和6年10月

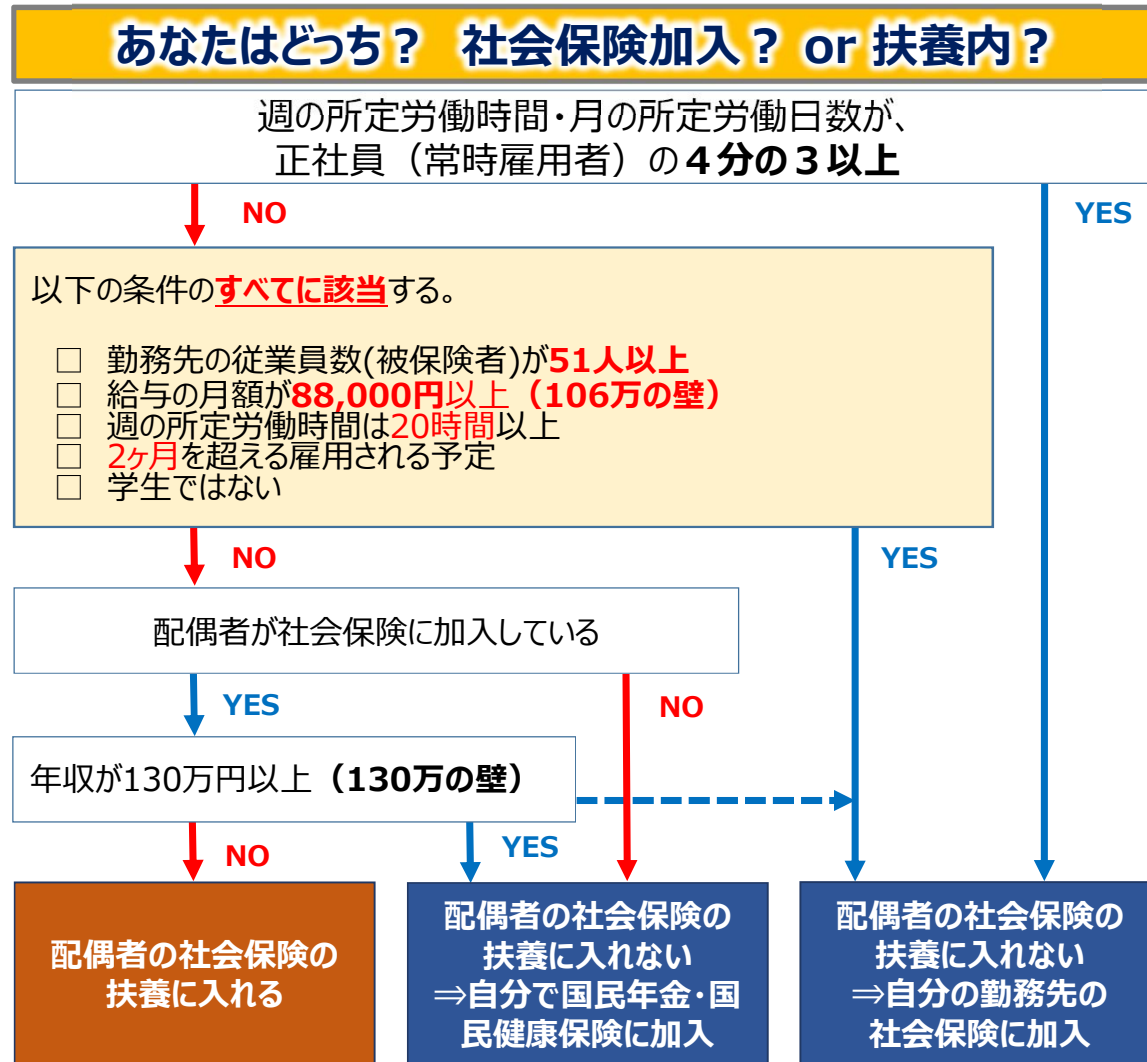
被保険者**51人以上**の事業所として適用

給与	1,200,000 円
健康保険	68,090 円
厚生年金	107,604 円
雇用保険	7,200 円
所得税	0 円
住民税	8,700 円
差引き手取り額	1,010,256 円

約15万円の差

※あくまでも一例での積算です。

3 「年収の壁」が変わる (参考資料) 社会保険適用と配偶者の扶養との関係



3 「年収の壁」が変わる (参考資料) 収入と社会保険への加入に関する関係例

《例1》被保険者の従業員規模が80名の事業所で就労する場合

時給1,000円 5.5時間 週4日勤務

- 時給1,000×5.5時間 = 5,500円/日
5,500円×4日×4週 = **88,000円/月**
(年間：1,056,000円)

【チェックポイント】

- ✓ 週20時間以上の勤務である
- ✓ 月8万8千円以上の収入がある (**106万の壁**)
- ✓ 2ヶ月を超える雇用見込がある
- ✓ 被保険者の従業員規模が、**51人以上の事業所に該当する**
- ✓ 学生でない

⇒ **事業所の社会保険に加入**



求人票の情報を
しっかりと確認
しましょう!

※基本的に、求人票で「フルタイム」の場合は「社会保険は加入」、
「パートタイム」の場合は要件により加入することになります。

《例2》被保険者の従業員規模が30名の事業所で就労する場合

時給1,000円 5.5時間 週5日勤務

- 時給1,000×5.5時間 = 5,500円/日
5,500円×5日×4週 = **110,000円/月**
110,000円×12ヶ月 = **1,320,000円**

【チェックポイント】

- ✓ 週の所定労働時間が、**正社員(常時雇用者)の4分の3以上**か確認。
(週30時間が目安)
- ✓ 週の所定労働時間 → **27.5時間 (5.5時間×5日)**
⇒ **週30時間未満**
- ✓ 被保険者の従業員規模が、**51人以上の事業所に該当しない**
- ✓ **130万円/年以上** → 配偶者の扶養には入れない

⇒ **事業所の社会保険に加入できない**
⇒ **国保 (国民年金 + 国民健康保険) に自ら加入**

4 「年収の壁」と働き方

就業調整とは

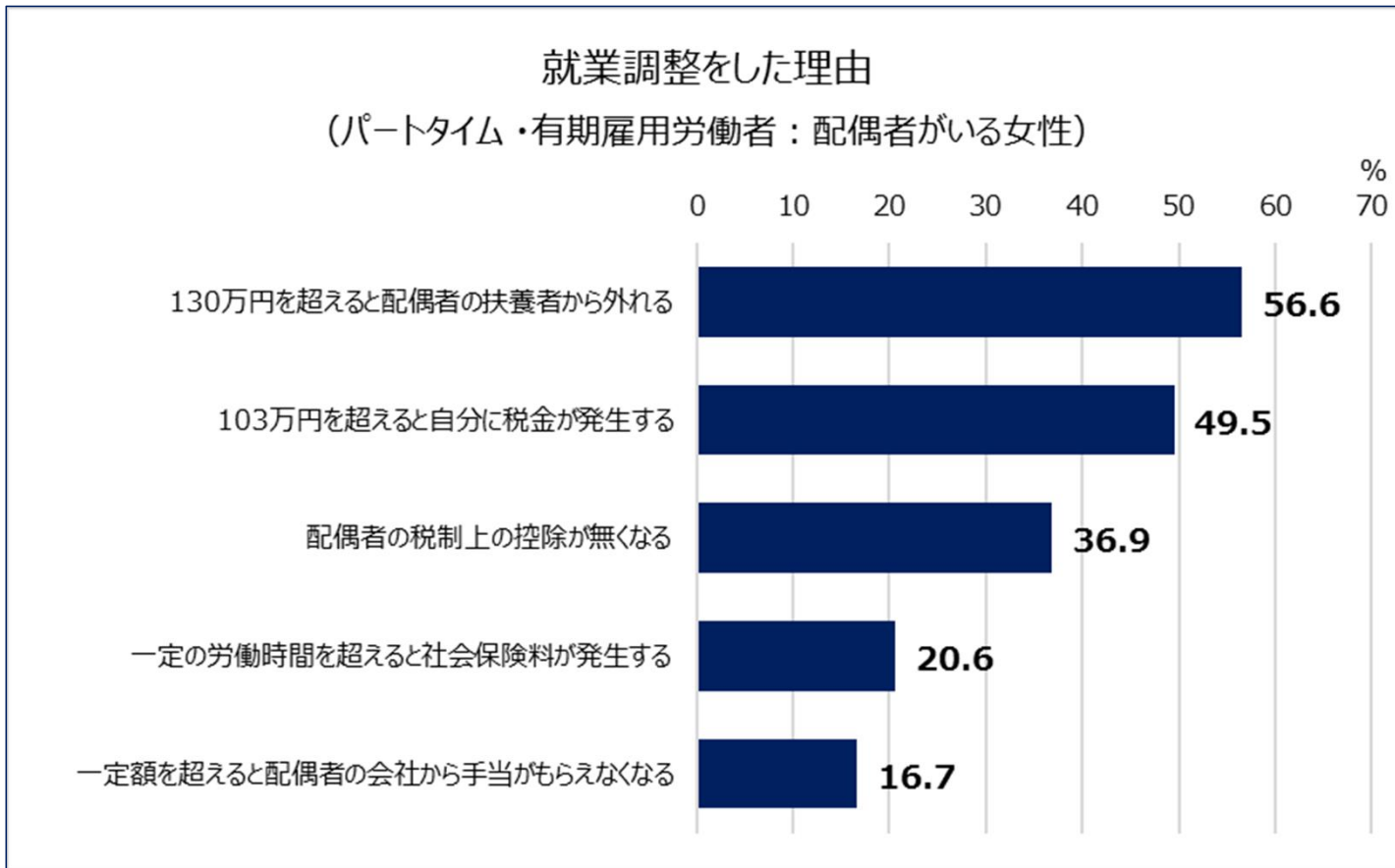
年収を一定額以下に抑えるために、就労時間を調整すること

現在、「就業調整」をされていますか

今後、「就業調整」が必要になると考えておられますか

4 「年収の壁」と働き方

「就業調整」をした理由（複数回答）



資料：厚生労働省 令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査の概況

4 「年収の壁」と働き方

「年収の壁」を超えて
働くほうがいい？ 働かないほうがいい？

4 「年収の壁」と働き方

【就業調整で得られるもの、得られないもの】

「年収の壁を**超えない**」（＝就業調整をする）ことで得られるもの

- **パートタイムで働く本人**


- ✓ 非課税範囲にとどまり納税が不要
- ✓ 社会保険料の支払いが不要

- **パートタイムで働く本人の配偶者**

- ✓ 配偶者控除等の適用で、配偶者の減税を維持

- **各種手当での獲得**

- ✓ 配偶者の勤務先における家族手当の対象



「今ココ」で必要な収入の確保

4 「年収の壁」と働き方

【就業調整で得られるもの、得られないもの】

「年収の壁を**超える**」（＝就業調整を**しない**）ことで得られるもの

●パートタイムで働く本人

- ✓ 収入増の可能性
- ✓ 年金受給額アップの機会
- ✓ 就労先の選択肢の拡大
- ✓ 勤務先内外でのキャリアアップの機会



将来に目を向けたライフプラン

（将来を見据えると）

- ✓ **世帯収入を増やしていく必要性**
⇒ ライフプランとの関連、物価高騰など
- ✓ **「年収の壁」など、制度は変化する**
⇒ 社会保険の適用要件の更なる拡大
- ✓ **人生100年時代に備える**
⇒ キャリアプラン、ライフプラン(マネープラン)

4 「年収の壁」と働き方 (参考資料) 社会保険適用の場合の厚生年金について

社会保険の適用拡大と「年収の壁」の関係

40歳 パート (配偶者の社会保険に加入)
社会保険被保険者**80名**の会社に**勤務中**
20時間以上、**2か月**以上、**学生**ではない

仮に60歳まで(20年間)、
同じ条件で社会保険に加入
した場合、増える報酬比例
部分の年金額(目安)

9,900円/月
(118,800円/年)

被保険者101人以上の事業所として適用

給与	1,200,000 円
健康保険	0 円
厚生年金	0 円
雇用保険	7,200 円
所得税	8,100 円
住民税	26,200 円
差引き手取り額	1,160,900 円

令和6年10月

被保険者51人以上の事業所として適用

給与	1,200,000 円
健康保険	68,090 円
厚生年金	107,604 円
雇用保険	7,200 円
所得税	0 円
住民税	8,700 円
差引き手取り額	1,010,256 円

約15万円の差

※あくまでも一例での積算です。

4 「年収の壁」と働き方

社会保険適用拡大ガイドブック

パート・アルバイトのみなさまへ
配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみなさまへ

社会保険適用拡大ガイドブック

Step 1 以下の勤め先で

2016年10月～ 従業員数 501人以上 の勤め先	2022年10月～ 従業員数 101人以上 の勤め先	2024年10月～ 従業員数 51人以上 の勤め先
-------------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------

Step 2 以下の全てにチェックが入った方が対象です。

<input type="checkbox"/> 週の所定労働時間が20時間以上	<input type="checkbox"/> 所定内賃金が月額8.8万円以上
<input type="checkbox"/> 2ヶ月を超える雇用の見込みがある	<input type="checkbox"/> 学生ではない

適用拡大特設サイト
https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/index.html

厚生労働省
日本年金機構
Japan Pension Service

法律改正のご案内

パート・アルバイトのみなさま、
配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみなさまへ
あなたの年金・医療保険が変わります。

メリット年金 年金が「2階建て」になり一生受け取れます！
老後・障害・死亡の3つの保障が充実！

老齢年金 これまで これから
受給資格期間を満たした方で、65歳以上の方が受け取ることができる年金です。

障害年金 病気やけがなどで障害状態と認定された場合に支給される年金です。2階建てに加えて保障の範囲も広がります。

遺族年金 被保険者が亡くなったときに、残された遺族に対して支給される年金です。

令和6年10月からパート・アルバイトの方の社会保険の適用が拡大しました！
詳細は、「社会保険適用拡大特設サイト」へ

年金・医療保険のメリットを詳しく知りたい方は P3・4をご覧ください。
自分の年金がどう変わるのかシミュレーションしたい方は P5以降をご覧ください。

対象 従業員数51人～500人の勤め先が対象です。
(51人以上の勤め先は2024年10月から対象です。)

以下の全てにチェックが入った方が対象です。

<input type="checkbox"/> 週の所定労働時間が20時間以上	<input type="checkbox"/> 所定内賃金が月額8.8万円以上
<input type="checkbox"/> 2ヶ月を超える雇用の見込みがある	<input type="checkbox"/> 学生ではない

パート・アルバイトの方
保険料は口座振替から給料天引に
これまで口座振替などの方法で支払っていた国民年金・厚生年金保険料が、厚生年金保険料・国民年金料に変わり、給料から天引になります。なお、保険料の半分は会社が負担します。
※金額は一例であり、月収8.8万円の例です。

配偶者の扶養の範囲内でお勤めの方
扶養基礎(130万円)を超過せず働ける



特設サイトはこちら

4 「年収の壁」と働き方

(参考資料) 社会保険適用の場合の厚生年金について

社会保険加入による手取り月額（概算）について考えてみましょう。ご自身の手取りについて、シミュレーションもできます。

加入前



加入後

▼ 国民健康保険・国民年金に加入

月額給与	98,000円
国民健康保険料	3,800円
国民年金保険料	17,000円
雇用保険料	600円
所得税(※1)	0円(※2)
手取り月額(概算)	76,600円

▼ 社会保険の扶養の範囲で働く

月額給与	98,000円
健康保険料	0円
厚生年金保険料	0円
雇用保険料	600円
所得税(※1)	500円
手取り月額(概算)	96,900円

私たちの社会保険料はどうなりますか？

▼ 社会保険に加入して働く

月額給与	98,000円
健康保険料	4,900円
厚生年金保険料	9,000円
雇用保険料	600円
所得税(※1)	0円
手取り月額(概算)	83,500円

保険料の半分は会社が支払うのですね！

ご自身の**手取りの変化を計算**してみましょう！

手取りかんたんシミュレーター

<http://www.mhlw.go.jp/takyoukakuda/kojibayogou/e/simulater/>



※1 所得税額については、毎月の収入額の変動や控除の追加などにより年末調整において調整額が発生し、一月当たりの所得税額が本事例と異なったものとなる場合があります。詳細は勤務先の人事・労務担当者にご確認ください。

※2 このケースでは毎月の所得税額が生じますが、年末調整で国民健康保険料・国民年金保険料の支払額が反映され、納付済み分は還付されるため、0円と表記しています。

※『年収の壁について知ろう』あなたに最適な働き方とは？ 厚生労働省作成より

4 「年収の壁」と働き方

(参考資料) 社会保険適用の場合の厚生年金について

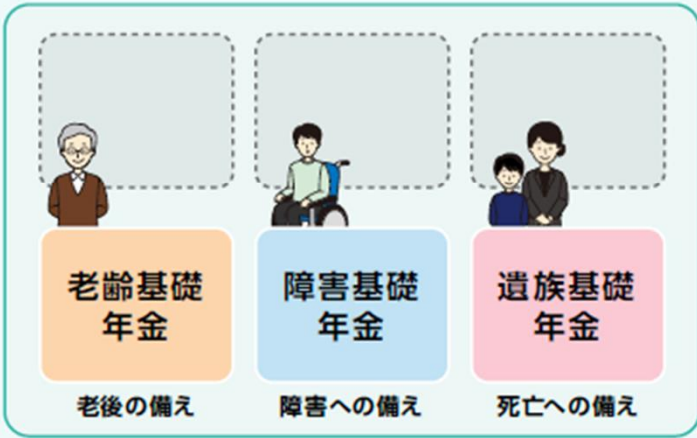
社会保険に加入して働いた場合、受け取ることができる年金額が増えます

☑ 年金メリット

厚生年金保険に加入すると、**年金額が増えます。**

加入前(国民年金のみ)

加入後(国民年金+厚生年金保険)



1分で分かる! 動画はこちら >>>



4 「年収の壁」と働き方 (参考資料) 社会保険適用の場合の医療支援について

(参考資料) 社会保険適用の場合の医療支援について

医療保険においては、ケガや病気で会社を休んだ時に「傷病手当金」、産前産後休業期間中に「出産手当金」を受け取ることができます。

✔
医療
メリット

▶
1分で分かる!動画はこちら
▶▶



➔



1 傷病手当金 ……



業務外の病気やけがで会社を休んだ場合、(医師の意見書が必要)

4日目から、最大1年6ヶ月、**給与の2/3の金額が受け取れます。***^{※1}

病気またはけがが発生



1~3日目(土日休も含む) 4日目以降(土日休も含む)

※1 支給額の例 | 30日休んだ場合は**58,860円**支給 / 1日あたり**2,180円**(非課税) *月額給与98,000円の場合

2 出産手当金 ……



出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間

給与の2/3の金額が受け取れます。*^{※2}

出産



休んだ日数に応じて支給(土日休も含む)

※2 支給額の例 | 98日休んだ場合は**213,640円**支給 / 1日あたり**2,180円**(非課税) *月額給与98,000円の場合

5 これからの働き方を考える

あなた自身のこと。

今後、どのようなキャリアを描いていきたいですか

あなたの世帯のライフプラン（人生設計）。

今後、どんなイメージをお持ちでしょうか。

5 これからの働き方を考える

今すぐ取り組んで欲しいこと

✓ 身の回りの環境を知る（外面的整理）

今後の法改正や社会情勢の変化を踏まえて
自分の働き方をチェックする
（「年収の壁」と自分の働き方）

✓ 自分・世帯のことを考えてみる（内面的整理）

自分自身にかかわるライフプランを考える
自らが納得する働き方
ご自身のキャリアアップ
必要な収入(マネープラン)

5 これからの働き方を考える

自分の働き方をチェックする

■ マイジョブ・カードの活用



マイジョブ・カード
のホームページは
こちらから▶▶▶



おすすめの作成ステップ

応募先で活かせる能力や強みを盛り込める
ジョブ・カードを作成すると、応募先で活かせる能力・強みを盛り込み、経歴や職務経歴書を自動作成することができ便利です。ぜひ、円滑な就職、転職活動のためにジョブ・カードを活用してください。
※経歴書・職務経歴書も自動作成するためには、アカウント登録が必要です。

求職者の方

求職者の方は、ステップ1と、ステップ2でこれまでの経歴やスキルを整理しながら今後のキャリアプランを考えましょう。ステップ3は作成を省略することができますが、ステップ4に入力内容を転記することができるため、作成されることをおすすめします。
※就業経歴のない方は、職務経歴シート（様式2）、職業能力証明シート（様式3-1・様式3-2）は、書ける内容がない場合は作成しなくても構いません。ステップ4は基本キャリア・プラン作成補助シート（様式4）で作成。ステップ4は基本キャリア・プランシート（様式1-2、職業経歴のない方、学生等専用）にて作成してください。

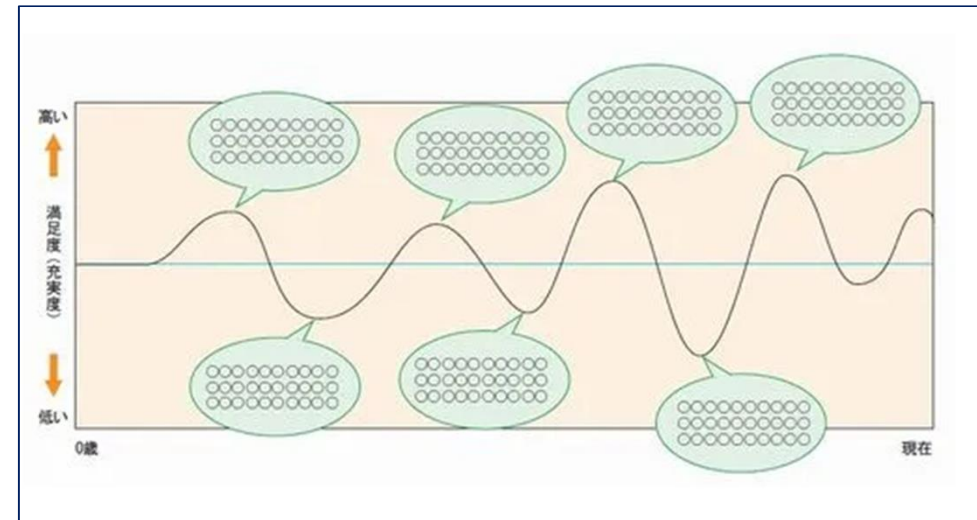
ステップ 01 職務経歴シート (様式2) → ステップ 02 職業能力証明シート (様式3-1・様式3-2) → ステップ 03 スキップ可能 キャリア・プラン作成補助シート → ステップ 04 キャリア・プランシート (様式1-1)

職務経歴シート (様式2)

今までの経歴を順番に記入することで、経歴が可視化できます。正確な時期が分からなくても記入を進めましょう。順番は後から変更できます。

作成する

■ ライフラインチャートの活用



5 これからの働き方を考える

ライフプランを経済的視点で考える

■ 経済的視点で考えてみるマネープランの作成（家計におけるキャッシュフローを把握する）

年齢：歳 家計キャッシュフロー表（あくまで試算） 単位：万円

年度（西暦）		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2031
家族構成	世帯主 満年齢	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
	配偶者 満年齢	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	第1子 満年齢	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
	第2子 満年齢	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	第3子 満年齢														
収入	給与・年金収入	450	450	450	500	500	500	530	530	530	550	550	550	600	600
	配偶者収入	100	100	100	100	170	170	170	170	170	170	200	200	200	200
	その他収入														
	収入合計	550	550	550	600	670	670	700	700	700	720	750	750	800	800
ライフイベント	世帯主														
	配偶者														
	第1子		小学校					中学校			高校			大学	
	第2子		幼稚園			小学校					中学校			高校	
	みんな														
支出	基礎生活費	250	250	250	280	280	280	280	300	300	300	320	320	320	340
	子供の教育費	24	55	55	55	65	65	65	80	80	80	93	93	93	235
	住宅費	72													
	ローン返済		80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	経費														
	保険料	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
	税金・社会保険料	140	140	140	140	150	150	150	150	160	160	160	160	160	160
	その他	150	500			200			150				200		
支出合計	664	1053	553	583	803	603	603	788	648	648	681	881	681	843	
年間収支		-114	-503	-3	17	-133	67	97	-88	52	72	69	-131	119	-43
貯蓄残高	500	386	-117	-120	-103	-236	-169	-72	-160	-108	-36	33	-98	21	-22
備考欄		車買い替え	住宅購入			車買い替え			車買い替え				車買い替え		大学入学

※文部科学省：子供の学習費調査の結果より参照し試算 幼稚園～高校までは公立校として試算しています。

- 現在～未来へ向けて、どの位の収入があり、どの位の支出が必要かを試算してみる。収入も支出も多面的に捉えてみましょう。
- ライフイベントを想定してみると、様々なイベントが考えられますか？
 家族構成は？
 こどもの学費は？
 マイホームや車など購入したいものは？
 将来の夢は？
- 収入も支出もその時々に変化する可能性も想定しておきたい。
 突然の収入アップとは何が・・・
 突然の出費には何が・・・

5 これからの働き方を考える

ライフプランを経済的視点で考える

- 経済的視点で考えてみるマネープランの作成

キャッシュフロー表の作成手順

年間の収入と支出を書き出そう



家計のバランスシートを作ってみよう



今後のライフイベントとかかる費用



キャッシュフロー表を作成してみよう

参考：日本FP協会「便利ツールで家計をチェック」の活用）より
チェック表は、左の二次元バーコードからホームページへ



5 これからの働き方を考える

自分のキャリアを考える・やりたいお仕事探し

マザーズハローワーク天神

マザーズハローワーク天神では、仕事と家庭の両立を希望される方の就職支援を行っています。お子様連れでも安心してご利用いただけるハローワークです。是非、お気軽にお越しください。



お子様連れも安心！
キッズルーム・授乳室
完備

アクセス図あり！



〒810-0001
福岡市中央区天神1丁目4-2エルガラオフィスビル12F
TEL 092-725-8609 FAX 092-741-0810
開庁時間 平日10時～18時【土曜・日曜・祝日・年末年始休み】



マザーズハローワークの
所在地一覧はこちら！



マザーズハローワーク北九州

マザーズハローワーク北九州では、仕事と家庭の両立を目指す方、子育てをしながら働きたい方を支援しています。フロア内にはキッズコーナーや授乳室を設けており、保育士がお子様を見守りますので、お子様連れでも安心してご利用いただけます。ぜひお気軽にご来所ください。



〒 福岡県北九州市小倉北区浅野3-8-1
AIMビル2F ウーマンワークカフェ北九州内
☎ 093-522-8609
★ 利用時間：10：00～18：00
（土・日・祝日および年末年始は閉庁）



● ハローワークの利用について

➤ ハローワークへの問い合わせについて

職業相談などハローワークの利用について、お聞きになりたいことがありましたら、こちらからお問い合わせください。



➤ ハローワーク インターネットサービス

ハローワークへの求職者登録や求人検索が、インターネットを活用して、ご自宅などからでもご利用いただけるサービスがあります。ぜひ、ご活用ください。



5 これからの働き方を考える

job tag (職業情報提供サイト 日本版O-NET)



「job tag」の
二次元バーコード

- ✓ 職業興味検査
- ✓ 価値観検査
- ✓ 職業適性テスト (Gテスト)
- ✓ しごと能力プロフィール検索
- ✓ ポータブルスキル見える化ツール
- ✓ 結果を組み合わせる適職を検索



5 これからの働き方を考える

女性の活躍推進ポータルサイト

女性がリードするフクオカのミライ

D&I and You

福岡県女性の活躍推進ポータルサイト

「働きたい」
「キャリアアップしたい」
「起業したい」
「子育て支援」



<https://joseikatsuyakuontai.pref.fukuoka.jp/>

女性の活躍を推進！ 仕事と家庭の両立を支援！
女性の活躍・両立支援 総合サイト
厚生労働省委託事業 > ホーム > サイトマップ > 検索について > 印刷について

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

女性活躍推進企業 データベース

両立支援のひろば

女性活躍や
仕事と家庭の両立支援に
取り組む企業のデータベース



<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/>

5 これからの働き方を考える

税金に関すること

【所得税】 最寄りの税務署

【住民税】 市役所(区役所)の課税担当課

社会保険に関すること

【健康保険】 全国健康保険協会（協会けんぽ）

【厚生年金】 年金事務所

【雇用保険】 ハローワーク

【介護保険】 市役所(区役所)の介護保険担当課

将来必要な収支計画について

【マネープラン】 ファイナンシャル・プランナーへの相談

ご自身が取引されている金融機関や保険会社などの相談窓口

5 これからの働き方を考える（参考サイト）

各種制度について

➤ 税金に関すること

【国税庁】
「暮らしの税情報」（令和5年度版）
※所得税の仕組み、税と家族など



➤ 社会保障に関すること

【厚生労働省】
「社会保障改革」
※何のための制度かについて



➤ 健康保険について

【全国健康保険協会】（協会けんぽ）
※健康保険制度・手続きなど



➤ 年金について

【日本年金機構】
※年金制度・手続きなど



【厚生労働省】
公的年金について、将来の年金額の
試算を行うことができます



➤ 人生とお金の将来計画について

【日本FP協会】
※ライフプラン・マネープランの
相談など



➤ 金融関係全般について

【金融広報中央委員会】（知るぽると）
※暮らしに役立つ身近なお金の
知恵・知識情報サイト



※制度は改正されることがあります。状況に合わせて最新の内容をご確認ください。

ご受講、ありがとうございました。

『年収の壁について知ろう』

あなたにベストな働き方とは？
～働き方とマネープラン～